

答 申 第 1 3 2 号
令和 4 年 3 月 25 日
(諮問公第150号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不開示とした決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年11月25日付けで、「① 県立病院入院記録※「全て〇〇分」、② 社会福祉協議会〇〇支部等の資料、③ 鹿児島市に存在する滞在住所等市役所手続記録、④ 鹿県警、自衛隊鹿児島協力隊の鹿児島市・県社会福祉協議会全域の記録」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年12月4日付け社福第602号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定に基づき、令和2年12月24日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの請求を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び補正書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求した公文書を鹿児島県知事が保有していると考えため、行政文書『非開示』との決定審査を依頼する（原文ママ）。保有なしはありえない。

イ 本件処分は、行政不服審査法第2条、刑法17章155条公文書偽造、行政文書開示義務第5条違反、情報公開条例違反『故意』の隠蔽に違反しており、本件処分の範囲を絞ることにより公開を求める。

ウ 鹿児島市社会福祉協議会〇〇支部及び鹿児島市社会福祉協議会を鹿児島県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島支部が監査審査することにより連携解決することを求める。

エ 本件処分『非開示』の取り消しを求めるため、情報公開請求の審判請求遅延に関し

て、不必要な診断，強制入院後の違法ハッキング，違法追尾，ヘルシンキ違法で身体的肉体的苦痛を伴う医療，兵器実験の中止，殺人幫助，傷害罪，名誉毀損，人権侵害，虚偽報告に抵触事案のため『非開示』取り消しを求めて本件審査請求を提起した。生命の危険があり危急申請したい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 県立病院入院記録※「全て〇〇分」

イ 社会福祉協議会〇〇支部等の資料

ウ 鹿児島市に存在する滞在住所等市役所手続記録

エ 鹿県警，自衛隊鹿児島協力隊の鹿児島市・県社会福祉協議会全域の記録

(2) 不開示決定の理由

開示請求のあった公文書については、条例の実施機関である知事部局の職員が職務上作成又は取得する文書ではないことから、実施機関において保有していないため存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-----------|----------------------------|
| 令和3年1月21日 | 諮問を受けた。 |
| 2月24日 | 実施機関から弁明書の写しを受理した。 |
| 4月28日 | 諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明) |
| 11月29日 | 諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取) |
| 12月16日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和4年3月23日 | 諮問の審議を行った。 |

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書について、条例の実施機関である知事部局の職員が職務上作成又は取得する文書ではないことから、実施機関において保有しておらず存在しないため、不開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処

分の妥当性について検討する。

イ 本件処分の妥当性について

(ケ) 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第10条（公文書の存否に関する情報）について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(ウ) 本件処分の妥当性について

本件開示請求は、特定の個人氏名を明示した上で開示を求めるものであり、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が特定病院に入院していたことや特定機関に関与していたという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

したがって、本件開示請求については、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号（個人に関する情報）の不開示情報を開示することになるため、本来、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきであったと認められる。

本件開示請求については、上記のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、実施機関は、原処分において本件対象公文書の存否を明らかにして不開示決定を行っており、審査請求人の不利益に処分の変更を認めない行政不服審査法の趣旨からすると、本件対象公文書が開示されなかったという点において、実施機関の決定は、結論において妥当である。

エ その他主張について

本件において、審査請求人は、いわゆる自己情報の開示請求を行っており、「保有なしはありえない」旨主張しているが、条例の定めた開示請求権制度は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮されないものである。

また、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。